

清規を中心として觀たる
作務考序説(一)

稻葉明堂

序

凡そ、自ら耕し、自ら食ひ、自ら衣るは、樂園を追放されし人間に負はされし永遠の軛であるか。されど靈的團體たる叢林(東洋)及び、Monastery(西洋)に於て勞作の大いに舉揚實踐され、又現在に至つても尙行せられつゝあるは如何なる理由によつてであらう、即ち前者には古來「坐一走七」の説があり、「不作不食」が唱へられ、後者には七時間の勞作が規定されてゐる。洋の東西を分たず、時の古今を通じて宗教界に存するこの事實は、單に經濟的生理的必然からのみ生じ來つたのであらうか。或は宗教的機能を達成せしむる爲に、必然的に要求されたのであらうか。私はこの眼前の一事實に直面し、自ら省し、自ら經驗することによつてこの課題に向つて精進したのである。燕雜且行文拙きこの小編はその行路上に誌されしわずかな記録にすぎない。淺學菲才の鉛槧を弄し貴重なる紙面を汚す所以は、ひたすら大方諸賢の鉗鎚を祈念して止まぬものが存するからである。

(昭和四年如月中旬)

一 清規歷代編修考

清規研究に當つて第一に爲さるべきことは、清規歷代編修の考察である。時代寢遠且文献の徴すべきもの少き古百丈清規以前は暫く措くとしても、それ以後現存の清規についても爲さるべき多くの分野を有つ。即ち各々の清規に於ける配列序述、版行、講説、流布の状態等のそれらの詳細なる考察を初め、清規相互の内面的及外面的關係の比較研究より、これ等の成果を根基とし、それを通じて爲さるべき多くの問題を提起し得る。思想史的、文献考證學的研究に待つもの少しとせず。

然るに現今の狀態はかゝる分野に一顧を與ふるものなく、わずか一少部分の開拓を除いては、いずれも人跡未踏の荒蕪地の儘に捨ておかれてゐる。故にかゝる冒險は菲才の一朝一夕に爲し得る業ではない。その上私の關心は清規を中心として作務を考察せんとするにあつて、多岐多般の問題に一一手を下すの暇を持たない。されど順序として清規歷代編修を誌さなかつたならば、首尾一貫せざるの憾もあり、序述を進めるのに少からざる蹉跌を齎すのである。故に、今は清規歷代編修を概観し、その名目を記するに止めて、多般の問題は後日の課題として置くであらう。

支那編修之部

一、百丈清規 百丈大智禪師編修

楊億序(景德改元歲次甲辰(西一〇〇四)紀)良月吉日題)云、百丈大智禪師、以禪宗肇自小室至曹溪以來多居律寺、雖列別院然於說法住持未合規度、故常爾介懷乃曰、佛祖之道欲誕布化元冀來不泯者、豈當與諸部阿笈摩教爲隨行耶……吾所宗非局大小乘、非異大小乘、當博約折中設於制範務其宜也、於是創意別立禪居、……禪門獨行自此老始、清規大要徧示後學令不忘本也、

此規亡佚して已に歲月を經し今日、その編修年代(參看、道忠著「勅修百丈清規左麟卷一」)、板行及び内容について詳細することは困難である。僅に上記の序によつてその片鱗を察するのみである。此規成立については左記の一事に注意しなくてはならぬ。

然清規始於梁僧法雲、住光宅寺、奉詔所制、今逸梁而著唐者、梁時禪教未盛、至唐法備僧盛、百丈重集故特彰其名也。(百丈清規證義記序(儀泗源洪書))

一、禪苑清規(略稱) 十卷 眞定府長蘆洪濟院慈覺宗隨撰

自序の「宋徽宗崇寧二年癸未(西一一〇三)紀)八月十五日題」の故に崇寧清規と云ひ、又古規と稱す。(現存中最)

古の爲ならん

序云、夫禪門事例雖無兩樣毗尼、衲子家風則是一般規範、若也途中受用、自然格外清高、如其

觸目面牆、實謂滅入瞻敬、是以僉謀開士、遍撫諸方、凡有補於見聞、悉備陳於綱目、……。
續藏版によれば、序の次に語して云く、

昨刊此集盛千世、惜其字畫磨滅、今再寫作大字、刻梓以傳收者、幸鑒、嘉泰壬戌(西一二〇二紀)虞八
宣教謹咨、

これを以つても版行流布の盛なりし一斑を察し得る。

一、入衆日用清規 一卷 無量宗壽禪師撰

「宋寧宗嘉定二年(西一二〇九紀)集千龜峯首座寮」の故に無量壽禪師日用清規、或は日用清規と略稱す。

一、叢林校定清規總要(略稱校) 二卷 金華后湖惟勉撰

又惟勉清規と名く。金華は浙江に屬し隋に婺州と云ふ(見廣輿記十卷十七丈)により婺州清規と云ひ、自序の
「宋度宗咸淳十年甲戌(西一二七四紀)結制前二日書于寄玩軒」故に咸淳清規とも稱す。

序云、叢林規範百丈大智禪師已詳、但時代寢遠後人有從簡便遂至循習、雖諸方或有不同、然亦未嘗違其大節也、余處衆時、往々見朋輩抄錄叢林日用清規、互有虧闕、後因暇日悉假諸本、參其異存其同而會焉、親手繕寫頗爲詳備、目曰、叢林校定清規總要、厘爲上下卷(下略)

一、屏嶠清規 未詳何人

石溪雜錄曰、法事次第依屏嶠清規。萬一山書中曰、屏嶠所撰廣略多未適宜。

校定の愚極佛心跋に「屏崑首座刊示新規詳於舊板……」と云ひ、惟勉の校定規に序して後十年、重ねて跋を書いてゐるより察して、屏崑清規は恐らく校定清規總要の異名であらう。無着道忠は「屏崑蓋后湖惟勉耳」と斷定してゐる。

一、村寺清規 二卷 澹寮繼洪撰

自序(元世祖至元十八年辛巳^(西一二八二)佛生日題)、跋(世祖至元二十五年夏^(西一二八八))は萬一山書である。

一、禪林備用清規^(略稱) 十卷 江西九江府廬山東林澤山一威撰

又澤山清規と云ひ、自序の「大元第七主武宗至大四年辛亥^(西一三一)秋題」により至大清規と稱す。

清容居士袁桷^(嗣法育王 横川如珠)の序は元泰定二年^(西一三二五)六月題なるが、今は首葉を佚してゐる。延祐丁巳^(西一三一七)解制日天童比丘雲岫謹題の跋に

(前略) 東林澤山和尚採前後尊宿講行叢規禮法品分十卷、目曰、禪林備用、威儀細行、詳釋盡美、擬鏤板流通、惜乎歸寂、臨終囑門人、付藏主竭力全其事、將濟頽緒爲千古矜式。

と、育王德明も辛酉至治改元^(西一三二二)四月旦書の跋に賞揚してゐる。かゝる讃辭も一威の此規成立より實踐に至る辛苦の狀を觀れば誰も首肯せざるを得ない。自序に云く、

(前略) 然自唐抵今殆五百載、風俗屢變、人情不同、則沿革損益之說可得已哉、近者大川笑翁二

祖唱道南北山、日用軌則盛於當代、至元戊寅(西一二七八紀)依石林和尚於南屏、猶得見其遺風餘烈、及友雲明西堂出所藏抄本、究心訪問編集成帙、始此書之作、或以爲僧受戒首之、或以住持入院首之、壬午(西一二八二紀)依覺菴先師於先天、朝夕扣問因得以祝聖如來降誕二儀冠其前、其餘門分類聚釐爲十卷、然猶未敢以傳學者、丙戌夏(西一二八六紀)留雪竇千峰琬西堂論其詳、丁亥春(西一二八七紀)溪西澤和尚正其舛、得於見聞者稔矣、而尙未身行之爲愧、千辰夏(西一二九二紀)首衆雙徑、小座湯有位次高下之爭……請於雪峰伯父力行焉、訖事無敢諱者、元貞乙未(西一二九五紀)備員永嘉天寧大德庚子(西一三〇〇紀)補番(番本作鄆)陽永福、乙巳(西一三〇五紀)主廬山東林皆行之無易、庶幾人情折中、(下略)

一、幻住庵清規(幻稱) 一卷 中峰明本撰

自序(元仁宗延祐四年丁巳)(西一三一七紀)冬題云、

嗟乎、人心之不軌道久矣、半千載前已嘗瓦解、百丈起爲叢林以救之、迨今不能無弊、今菴居處衆固不敢效叢林禮法、而日用又不可破規裂矩、勉置須知一篇、……。

一、菴中須知 十卷 中峰明本撰

自序は宋延祐四年丁巳題である。道忠は此規について左の如く言つてゐる。

南禪規式所言如此、其序年數全同、幼住、恐但是幻住異名而已、今一卷分爲十卷耶。

一、禪苑清規總要 二卷 清江道恣撰

又恣公清規と云ふ。自序、元仁宗延祐六年己未(西一三一九紀)六月一日題、忠曰此規與校定大同小異、禪學要鑑に「禪苑清規總要」「禪苑清規に同じ」とせるは明かに誤謬である。建仁、兩足院所藏の寫本によれば「原本上卷闕」と明記し、二上堂普說小參より十九沙彌受戒文に終り、與書に左の語を録す。

原本標記曰、南瞻部洲大元國江西道龍興路寧州、雲岩壽禪刹贖此清規、永充交割諸人、有疑於内檢閱證據、却不許帶將他處、如違卽唯盜論、昔天曆貳年天運己巳仲呂月越廿二日、隨住自樂道人書千座元寮謹記耳

一、勅修百丈清規 四卷 大智寺東陽德輝、龍翔寺笑隱大訖、奉元第四主順帝勅撰

勅規と略稱し、(象器鑑には別本として引用す)、至元清規と云ひ、一本には至正清規とある。

卷頭に詔勅を載す。歐陽玄序(順帝後至元二年丙子西一三三六紀)春三月題に云く、

天曆至順間、文宗皇帝建大龍翔集慶寺於金陵、寺成以十方僧居之、有旨行百丈清規、元統三年乙亥(西一三三三紀)秋七月、今上皇帝申前朝之命若曰、近年叢林清規往々增損不一、於是特勅百丈山大智壽聖禪寺住持德輝重輯其爲書、仍勅大龍翔集慶寺住持大訖選有學沙門共校正之期於歸一遵行爲常法、德輝等奉命唯謹書將成屬玄爲叙

と。更に德輝の自跋(至元四年(西一三三八)紀)戊寅春三月題)によれば勅規成立の消息は一層明かである。

(前略)往々諸本雜出罔知適從、學者惑之、異時一山萬禪師致書先雲翁、約先師(晦機)共刪修刊正、以立一代典章、無何三翁先後皆化去、區々竊欲繼其志而未能也、後偶承乏百丈、會行省爲祖師請加諡未報、遂詣闕以聞、御史中丞撒迪公引見聖上、得面奏清規所以然、因被旨重編、令笑隱校正、仍賜璽書頒行、受命以來旁求初本不及見、惟宋崇寧、真定顯公咸淳、金華勉公、建國朝至大中東林咸公所集者爲可採、於是會稗參同而詮次之、……………稍集咲隱凡定爲九章、章冠以小序明夫一章之大意、釐爲二卷、……………。

一、尊正規 二卷 圓通覺浪大師撰 門人大遠錄

跋 崇禎庚辰春日(西一六四〇)紀建州拓浦夢筆山門人大嗣潘達題

明朝に至つて百丈以來の僧堂式を失却し、敎家の十六觀堂を摸して禪堂と稱するに至り、板圖架構共に異り、堂内の進退も従つて相違し、法式は勢ひ紊亂せざるを得なかつた。尊正規は恐らく禪堂式清規の嚆矢であらう。

一、叢林兩序須知 一卷 金粟寺住持通容授弟子行元述

總引云、百丈清規統住持兩序各衆而言也、茲舉兩序者何以、清規爲兩序提攝大綱、而立身行事之曲折細微、中間未盡備也、……………迨今隆替相承、人情懈變、或執意自矜、或茫然忽略、或強弱異

勢黨與攻爭、或口舌是非終年失睦、非惟有玷法席、抑且無補毗尼、用是撫其大綱詳其細事、彙成條款目曰須知、……………。

一、百丈清規證義記 九卷 古杭真寂寺苾芻儀潤述義、越城戒珠寺住持 妙永校閱

自序 道光三年歲次癸未(西一八二三)解夏自恣曰苾芻儀潤源洪書於茗上迴龍真寂寺之耆舊寮

松序 欽命浙江副都統署將軍事加三級白松齡序

陳序 原任江蘇巡撫錢唐陳桂生序

沈序 道光二年四月佛誕日詔徵孝廉方正前陝西六品軍功受菩薩優婆塞戒仁和弟子芝塘沈起潛了生稽首敬題

叙 同治十年歲次辛未(西一八七一)仲秋三月海潮寺後學清道普照氏序

跋 吳中後學願定和南

自序云、本山閣記云、佛之道以達磨而明、佛之事以百丈而備、雖世殊事異、張馳不一、文質損益之間、或不能不變通以盡利、至於宏綱巨目、未有不取法於茲規者、惜乎、流傳既久、真偽雜糅、又以佛法秋衰戒律寢廢、嗟此清規勢將高擱救時之弊、莫急於斯矣、儀潤於是參閱諸本、……………然恐初學未詳、復引古德成言疏通而證明之、使文之要義愈顯、……………。

而も儀潤の研究は廣汎にして、此規の如きはその少部分なることは、弟子沈起潛了生の序中「於

是吾師彙成全璧綜計百餘十卷」以下の文によつて明かである。此規については更に銘すべき左の一事がある。

吾杭自庚申(西一八六〇紀)後、兩遭兵燹、經帙全淪、初參之無所行持也、將體證義者、手訂之意、重梓是書、迺邀慧月和尙慧機師、共募刻資、遂於三壇正範天台內集開雕之先、親督繕刊、逾年而竣事、置之經房、以廣流通、

日本編修之部

一、永平元禪師清規(略稱永規) 二卷 永平道元撰

乾 典座教訓 嘉禎三丁酉春(西一二三七紀)

坤 知事須知 寛元丙午(西一二四六紀)夏六月十五日

他に「赴粥飯法」「僧堂十二板首鉢位圖」「衆寮清規」「衆寮十二板圖」「對大已法」「知事清規」等を合本して「永平元禪師清規」或は「大清規」と稱するものあり。

一、瑩山清規(略稱瑩規) 一卷 洞谷瑩山紹瑾撰

或は「洞谷清規」「總持清規」「越前慈眼寺清規」と題す。改定瑩山清規は上下巻で、下巻の第二巻には坐禪要心記及三根坐禪説を載す。

一、大鑑清規 一卷 清拙大鑑禪師撰

一、大鑑小清規 一卷 同

新刻清拙大鑑禪師清規敍(元祿十年丁丑(西一六七九)龍集孟春十七日旨外居士太路敬序千毘耶離室中)

云、(前略)今睹日本禪林於洞上則間講規戒、濟家但節序課誦也已、……伏告此土禪林諸老、平生非梵、放肆葷酒、飲啖自若、不知禪規何日之行、可痛矣、護法百檀紳亦請著眼、清拙老祖入朝已還、承命莅建長、發輝禪規沾化華裔、又應信州刺史貞宗小笠原公之請、勸開善寺、矩簍鼎新、今日諸宗葬儀邈其餘波、謂之小笠原家禮、想禪規爲俗所掩焉、然言拙老者百丈再世、宜神明之文明於緇衣足驗焉、……。

明應甲寅(西一四九四)季春群玉峰叟(活版本ニハ家)龍統書于靈源閣下の奥書に云く、

大鑑大智再世、而由中華徠日東、日東禪林禮之所欠、不可不補者、哀爲小清規、是也、且夫以日東無百丈忌爲歎、平日告人曰、茲日倡我寂、俾我徒弗做我忌、做百丈忌、果以正月十七日終焉、吾山百丈忌由此始、……。

一、損益清規 竺仙梵仙撰

一、栢堂清規

一、東漸略清規 三卷 東福寺一華菴東漸健易撰

此規は別に「叢林拾遺」と云ひ、大鑑禪師小清規を附記するものあり。

一、清規要綱 東福寺雲章一慶撰

雲章の禪苑・備用・勅修諸規を考へ並せて一書を作ること雲章の行狀に見ゆ。

一、清規略要 三卷 不題作者名

一、鎌倉清規 一卷

一、南禪清規 二卷

一、天龍年中行事 二卷

一、東福清規 一卷

一、東福緇禮 一卷

一、叢規口實 一卷

一、巨福山清規 一卷

一、大心修祭説

一、費隱兩序須知

一、正法山清規 龍華無着道忠撰

一、小叢林略清規 同

清規を中心として觀たる作務考序説(一)

自序 貞享改元甲子(西一六八四紀)臘月書于洛西照泳之室

一、隱元和尙黃檗清規 一卷 隱元琦撰

第二代住持嗣法門人性瑠木菴閱、住法苑嗣法孫性激高泉編修

自序(龍飛壬子(西一六七二紀)季良月穀旦書于松隱丈室)云、老僧自甲午歲(西一六五四紀)於古黃檗受請東來、

普駐錫於東叻聖壽、次遷普門、皆遵其灑以牧衆、但不能盡行、辛丑蒙上錫地重開黃檗、迨今十有餘禩、……老僧雖老朽無似、忝爲一代開山、不得不重立規制以曉後昆、……。

一、壽昌清規 一卷 興儔心越撰

水戸壽昌山祇園寺に開堂演法宗要を提示せるによつて此の名あり。享保十二年(西一七二七紀)春法子法禮によつて開版、流布す。上記の「黃檗清規」「壽昌清規」は明代流行の禪堂式清規である。

一、洞上僧堂清規 五卷 永平面山撰

自序(寶曆紀號(西一七五一紀)八日旦題)云、(前略)丈曰、吾所宗非局大小乘、非異大小乘、當博約折中、設制範、務其宜也、祖云、百丈恁麼、永平不然、非非局大小乘、非非異大小乘、作麼生是小乘、驢事未了、作麼生是大乘、馬事到來、不博也、極小同大、不約也、極大同小、吾不折中、驀然脫落大小、既得恁麼、向上如何、健即坐禪無瞌睡、飢來喫飯大知飽、此是祖師踢百丈頭上立底規繩、雖然如是、若有人問山僧如何是洞上僧堂清規、但向他道、鴛鴦繡出任君看、

不把金針度與人、

一、僧堂清規考訂 二卷

永平面山撰

一、洞上行持軌範 三卷

勅修清規疏解及參考書

一、義堂勅修清規

義堂信禪師受中崑之口傳、又遍問在唐之僧、疏通滯礙、其所得記之書上方、遂爲衆講演、後人以所書乎上方、別寫爲一本、名義堂鈔、

一、勅修清規雲桃鈔

雲者、雲章一慶、東福寺寶渚菴開祖、桃者、桃源瑞仙、號蕉了、相國寺僧、

忠曰、余藏此鈔、令刊行和語鈔、卽補增雲桃解者也、刊行鈔尾曰、長福寺有寅菴標考及桃源鈔、

一、雪嶺勅修清規鈔 雪嶺者建仁如是院僧

一、勅修百丈清規在齋 二十一卷 道忠無着述

幾度か鑽研磨礪の功を経て享保三年戊戌(西一七一八)七月廿四日緒を就す。

一、日用小清規稗說 一卷

一、龜鏡文聞解

一、禪林文藝史譚 一卷 上村觀光著

一、禪林象器箋 無着道忠著

一、禪學要鑑

一、禪宗辭典

二 作務の意義

作務とは何ぞや。勅修清規を見るに直歳の條に「職掌一切作務」とある。然らばその直歳は如何なる事を爲すのであらうか。云く

凡殿堂寮舍之損漏者、常加整葺、動用什物、常閱其數、役作人力、稽其工程、黜其遊墮、母縱浮食、蠹財害公、田園莊舍、碾磨碓坊、頭足舟車、火燭盜賊、巡護防警、差撥使令、賞罰惟當、並宜公勤、勞逸必均(下略)、

と。堂舎の整葺と云ひ、田園・莊舍・碾磨・碓坊・頭足・舟車等に關する仕事は、その名目のみによつても可成劇しい肉體的勞作を要するものなるを知り得る。更に、現今叢林に於て日常作務と言へば、叢林内外の草取麗掃、田畑に於ける耕耘播種收種より、山林より柴薪等を切り出す等の勞働を

意味しているようである。これによつて作務とは屋外に於ける肉體的勞作を共ふ勞働と云ふことが出来るであらう。かく註するは諸書に散見する所にして、國譯禪宗叢書博山警語の脚註にも「禪家には汲水運柴みな外間に於ける雜務を作務と云ふ」とある。(註一)

然し屋内に於ても、餅擣き・味噌擣き・造醋及び節々の大掃除を初め、鍋頭・桶頭の掌る仕事の如き、屋外の勞働に比肩するものも多々存する。故に作務とは屋の内外を問はず肉體的勞作を共ふ勞働と云つた方が一層普遍妥當的であると思ふ。

作務と言ふことが上述の如き意味であると言つても、それを以て直に世般的茶飯事と同一視してはならぬ。それは藝術的作用としての勞作でもなく、道德的作用としての勞作でもなく、又智的作用としてのそれでもない。その作務は宗教的作用としての勞作である、それ故に宗教の生命としての勞作である。宗教的色彩に富める、宗教に基礎づけられた勞作である。勿論宗教的作用であると言つても人間の作用である限り、その色彩ある、それに基礎づけられた勞作即作務が他の藝術・道德・智的作用としての勞作と、往々混同され、又同一視されるのも止むを得ない事ではある。

終日營々としてよく働き二人或は三人分の功を爲せば、よく義務を遂行した者として道德的には賞さるべきであり、經濟的には二人或は三人分の勞銀を受くべきである。これは日常實踐の事實である。又これに反し終日茫々として一人分の功をも爲さないものは、義務に不忠實なるものとして

道徳的には非難せられ、經濟的には時に罰せられるに至るのである。これ等はそれ／＼の普遍からそれ／＼に下された判断であつて、日常行はれてゐる判明なる事實判断として何人も肯定して居り、又肯定しなければならぬ普遍妥當的判断である。然るに、私達が古人の語録行録を繙くに終日勞作してその故に難せられ、大衆の普請勞作するに一人空手無爲にして善哉と嘉せられてゐる。勞して痛く一掌を與へられ、無作にしてよく讃辭を受くるを見る。更に同一の勞作にして、時により、處により、又人によつて時に賞され、或は難せられてゐる。かゝる判断は前に例示した道徳・經濟的作用としての判断としては確かに矛盾である。一致することがあつてもそれは單に偶然性によるものであつて、後者の本質には何等關係なきことである。即ち日常の事實判断としては普遍妥當性を欠くと云はねばならぬであらう。然も禪に於ては古來この判断が正しいとされ、現在も尙それを肯定し主張されてゐるのは如何なる理由によつてゝあらうか。單に獨斷的な價值標準によつて決せられてゐるのであらうか。

總てのものはそれ／＼の過程を辿り、それ／＼の規範を有つ。それ／＼の規範は各々の普遍によつて立つ。私達は偶然性の一致に眩惑されて、一の規範を執することによつて規範の混同を來し、一者の普遍によつて他者を判断してはならない。藝術は藝術の普遍によつて判断され、道徳は道徳の普遍によつて律せられねばならぬ。それ故に道徳、藝術は各自辨證の可能を主張する權利根據を

有つ。禪の辨證が可能なる所以は、他の普遍によつては判断されない禪に独自の普遍を有つが爲である。禪に於ける總ての判断はこの普遍によつて直接に判断されたものである。この普遍によつて直接に判断された所に他の普遍の入る可き隙はない。若しも隙があれば間接となる。こゝに於て前の疑は自ら明となる。即ち勞作の形式はともあれ、その行爲の内面性(根基)が禪の普遍に適はないからである。形式上からは道徳的或は經濟的等の立場から如何にも賞さるべく報いらるべきであつても、眞にそれが宗教的作用ではなく、禪の本質に妥當しないからである。(註2)

私は前に作務とは屋の内外を問はず肉體的勞作を共ふ勞働であると誌した。然し今再考すれば、更に何物かを附加しなければならぬに氣付くであらう。勿論肉體的勞作そのものが高き價値を有するは、教育界に於て勞作教育の提唱され、又體育上必要なるは云ふまでもないが、禪に於ける、より高い價値を有するが爲には、それが宗教的作用であり、禪の本質に向はんとするもの、妥當するもの、或は禪の本質より表れたものであることを要するのである。即ち終日爲して而も爲すことを知らざる無作の作であり、一切萬行が for the love of God となることを要する。叢林作務の眞實義もこゝに存し、作務もこゝに到つて「水到成渠」紅塵萬丈入纏重手宗通說通自在の妙機を發揮し得るのである。

普請と云へば私達はすぐ「家を普請する」と云ふ如き言葉を聯想する程に一般化しているのである

が、本來叢林に於ては如何なる意味に用ゐられたか。試に道忠著「禪林象器箋」普請章を按するに「集衆作務、曰「普請」と云ひ、根本説一切有部毗耶雜事の「……若月八日、或十五日、應鳴毬稚、總集衆僧、共爲麗掃」の後に「古德以此鳴毬稚、集衆作務、爲叢林普請之據」と誌してゐる。これによれば大衆の共になす作務であるを知るのであるが、「普請トハ常住事チャホトニ」と云ふ雲桃鈔の語を合せ考へれば、普請は作務の公的且最も顯著なるものなるは自ら了解し得るであらう。

極く稀な事ではあるが、普請が作務を意味せず、只大衆を集むることに用ゐられてゐる例を二三參考までに誌さう。

勅規送亡云、白大衆、粥罷普請送亡、除守寮直堂外、並當齋趣。

雲峯存禪師錄云、師示衆云、盡大地撮來、如粟米粒大、拋向面前、漆相不會、打鼓普請看。

聯燈會要眞淨文禪師章云、今日莊主、設鑽飯俵褫錢、參退、僧堂内普請、喫茶去。(俵褫錢之褫一本作喫)

清拙澄禪師錄、除夜小參云、爆竹已催殘年去、明朝普請賀新年。

註(1) 禪宗辭典、作務の條に「(二)叢林衆僧の隱語、打こらす、ごまかす、盜むの意」とあり。臨濟の叢林では知らず、恐らく曹

洞宗に於てのみ用ひられるか、未だ詳知せず。いかにしてかく變じたか不明なるも、作務の中心的意義には何等關しない。

註(2) 久松眞一先生「禪の辨證」(本誌第六號)參看。

三 普 請 考

遠く梁雲宋に唱へ、唐時百丈重集して以來、諸祖師相和して編修し以つて叢林の弊を匡救し、勅規に至つて天下叢林の則となり、規矩粲然として曠古の偉觀を呈した。明清の頽敗はしばらく措く、日本に於ても千光・佛光先に唱へ、道元・大鑑和して盛を致し、この間編修のものも十指を以て數ふ可からず。今作務考の對象としてはその中特に主要なるものについてのみ考察するに止めたい。清規を中心として作務を考察するに當つてその公的且顯著なる普請を考察すれば、小編の目的の大部分は果されるのである。故に最初に普請について考察することにせん。

勅規云、普請之法、蓋上下均力也、凡安衆處、有必合資衆力而辦者、庫司先稟住持、次令行者、傳語首座維那、分付堂司行者報衆掛普請牌、仍用小片紙書、貼牌上云、某時某處或聞木魚、或聞鼓聲、各持絆膊、塔左臂上、趨普請處、宣力、除守寮直堂老病外、並宜齊赴、當思古人一日不作、一日不食之誠、

上文によつて普請の法は明かであるが、その中「上下均力」の語に目をつけねばならぬ。この一語こそは普請の眼目であり、價値の存するものもこれあるが爲である。普請牌が掲げられ(禪堂前或は便宜の處)一度普請鼓(木魚或は槌聲)を聞かば、守寮直堂を除き、病老は勉めては強ひざるも、餘の者は盡く普請處に趨いて力む可きである。何人も他によつて免れる事は出来ない。百丈證義記には「雖住持亦不得好逸推勞」と言ひ、「至老方可歇息」の一語に至つては如何に普請に於て「上下均力」の精神が重んぜ

られたかを知るに足るのである。全くユートピア的たるを逸れないが、トルストイの「汝の爲めに人々を働かしてはいけない」(註一)と云ふアイデアも「上下均力」の心である。これ徹底せる民衆主義であり、平等主義の表現である。口舌を離れて如實に生き、一切時一切處に働く處に、たとへ理想として完全に達せられなくとも、この主義に生くるものに於て生命の切實性があり、力強さと尊さを認め得る。

古清規序に「行_レ普請法上下均力也」の語の存するによつても、百丈禪師について誌さるを得ない。師凡作務執勞必先於衆、衆不忍其勞、密收_レ作具而請息之、師云、吾無德矣、爭可_レ勞人、既徧求_レ作具不獲而亦不食。(廣燈錄八、百丈大智章)

齡六旬餘にして尙壯衆と同じく作務に勵み普請し、「吾無德矣爭可勞人」と言ひ、作具を求めて得ず、遂に食はなかつた百丈大智は作務精神の權化であり、普請を提唱し自ら實踐した第一人者である。「不作不食」の徹底せる行者である。「不作不食」をモットーとしつゝ、而も不勞所得に生きんとする者多きとは宵壤の懸隔である。これ彼をして後世天下師表と仰がしめる一因であり、「當思_レ古人一日不作一日不食之誠」の言の墮夫を振起せしめ、有道心者をして益々斯道に精進せしめて、永く後昆に力と熱とを與へた所で、もあらう。

諸禪録を繙くに、謝開田上堂・謝造橋上堂・普請栽松上堂・普請上堂・普請摘茶等の多々散見するを

見れば、開田、修造、耕耘、摘茶、造橋と云ひ、普請の内容は多岐多般であり、激しい作務のあつたことは明かである。而も「冒雨衝風去、披星帶月歸、不知身有苦、唯恐行門虧」と云ひ、古人の終日力行作務して而も勞を忘るゝ事こゝに至るものがあつた。

雲桃鈔に云く「一切ノ事ヲ何事ヲモ昔ハ我トシタソ一ノ職ヲ置テ爲衆ナサスル本意ハ但々ニ修行サセウ用ソ百丈惟政ハ田ヲモ我ト開カレタソ……」普請トハ常住事チャホトニ如何ニ但々ニ修行スル者モ同ヤウニ出テセイテハカナウマイソ曳石搬柴トモ但々此事ヲ提撕セウソナルホトニ普請ノ時悟ツタ人カ多ソ」と。私達は今「曳石搬柴トモ但々此事ヲ提撕セウソ」の句を「不得間語嬉笑放逸、各自守自己本分話頭」(百丈清規證義記、普請)と、共に注意せねばならぬ。曳石搬柴の間も、間語嬉笑せず放逸に流れず、自己本分話頭に向つて如何くと但々此事を提撕し、内外両面に向つて大いに普請せば、やがては八識田中に一刀を立て水到成渠の時節至らば、龐居士の所謂「神通並妙用、運水及搬柴」の妙境涯に遊戯し得るであらう。叢林を建立し清規を結集して行する所以もこの一事を除いて他には存しない。朝宗忍禪師上堂に「今朝十月初一日田家收割將畢、未畢衲僧門下事、……普請大家竭力……」と激勵されしも所以あることである。已に明かなる如く普請處は單なる土木工事、或は仕事場ではない。一撃又一撃と大地への一犁一鋤は、同時に自己本分田地(話頭)開拓の一努力であり、一大事因縁究明の好時節である。禪機活現の妙處である。普請處は師弟相混じ、活潑

々地輾鹿々地、切磋琢磨の活道場である。黄檗山頭に師を活埋せんとする臨濟の活機用、普請摘茶に於ける僞仰の活商量數へ來れば枚擧に遑なく「普請之時悟ツタ人カ多ソ」の言も當然にして怪しむに足らない。

次に歷代清規に於ける普請を觀るに先立つて左の一事を記しなければならぬ。そは現存の叢林公規として普請の一項を設けしは(その精神は存するとは云へ)勅規が嚆矢であることである。「當思古人一日不作一日不食」と普請の條を結びて普請を擧揚せる點より見ても、恐らく百丈清規の名に背かざるものであらう。而も一度出で、天下叢林の則となり、他規を超出して獨り行はれしは勅修の故に當然ではあるが、禪者の立場からは慶すべきであり、普請の歴史上一エボツクを劃したものである。

今歷代清規を概觀するに、勅規以前に普請を明記せるものに幻規が存する。幻規家風中の普請章に云く、

凡涉安衆之所、必因衆力所成至、若執夔負、舂鋤畚運土、皆有普請之風、近代以奢侈從事、動以行僕爲之、變勤勞爲安逸也、後生晚進、相習成風、喪壞正因、虛延歲月、蚩蚩白首何所圖哉、今菴居勉效古風、或營繕屋廬、或自持齊饌、或採擇蔬果、或移徙柴薪、既無僕隸以代勞、全伏大家之出手、一一消歸自己、門々功不浪施、惟恐用力不全、詎可責人無厭、迺修行之正軌、入道之通途者也、

以上の如く幻規は時弊を論ずること痛烈にして勉めて古風を尊び、普請を「修行之正軌、入道之通途者也」と云ふ。更に踐履外縁の條に云く、

公界普請、事無輕重、均力爲之、不可執坐守靜、拗衆不赴、但於作務中、不可譏呵戲笑、誇俊逞能、但心存道念、身順衆緣、事畢歸堂、靜默如故、動靜二相、當體超然、雖終自爲、而未嘗爲一也、

これを以ても普請の風を察することが出来るが、更に次にのぶる營備に於ける齋饌、修葺、治疊、家風に於ける分衛、及び名分に於ける列項職員須知等を見ればこの事は一層明かとなる。

幻規は叢林の私規なれば、公規として勅規以前に普請の一項を掲げしものなきは前述の如くである。然し、百丈の精神を傳承し來れる歴代の清規であり、校定規序に云へる如く、「雖諸方或有不同、然亦未嘗違其大節也」故に、普請が等閑に付せらるべき理由はない。この遺風の全く地に墮つる時は同時に叢林凋落して宗教としての機能を失ふ時である。されば高く眼を著けて仔細に點檢すれば何處にもその遺芳を感じ得るのである。禪規の第三卷・第四卷・第五卷、叢林校定規・十九の日分須知、及び備規卷之六・卷之七を通觀すれば、大いに作務が舉揚實踐されしは次にのぶるが如くである。上記の清規中には普請の名目は見當らないが、當時の祖師の語録、行録、傳燈録を初め諸禪録を繙けば、時代により所により人によつて盛衰の異りは存するも、普請による機縁葛藤の

多々存し、又普請上堂の枚擧に違なきを以ても普請實踐の證左とするに足るであらう。

前記清規歴代編輯の如く、勅規以後久しき間他規の編修のなかつたのは、一面融合沈退の時代に向ひつゝあつたとは言へ、勅規の一般に遵奉されたことを裏書するものであらう。その後三百餘年を経て出來た尊正規は未だ寡聞なるも、叢林兩序須知には、各列項職員須知の條に殆んど「一、普請宜隨衆、除有事」の一條があり、「一、普請出坡當以身先之、不得躲懶背衆、除事煩弗論」「二、凡遇公事宜隨衆、除事繁弗論」と或は「以勞逸必均爲念、毋恃職自暇其身」等の須知を通じてその狀を察すべきであるが、百丈清規證義記に至つてこの風は大いに高潮力説されてゐる。普請の條に云く「山中梵刹坡事尤多、遇期鳴榔、齊行、雖住持亦不得好逸推勞、有病則不勉強、至老方可歇息、同居大衆開遮亦爾」と。この語は已に注意しておいたが、證義は次に志超の住持となりて「潔正身心、勤理衆務、安僧數百、衣食恒備、每有苦役、必以身先」と誌し「噫、古之住持、類多如是、故叢林興成、今之住持、則養尊處優、勞人自逸、欲得叢林復整、難矣哉」と、普請の叢林盛衰に關するを論じてゐる。その詳細は後に述ぶる所あれば今は略す。思ふに兩序須知及證義記にかくまで普請を高潮してゐるのは、時代の頹敗に逆行して叢林の盛大を致さんとする愛山護法の丹心の反映であらう。

時代は明より元と移り、徐々として成し來つた弊は他の宗教、宗派と等しく甚しくなり、佛教中比

較的禪宗盛なりと雖も、外莊を装ふも内虚にして已に壞滅の機は熟してゐた。大厦の倒却せんとする時獨りを難することは出来ないであらう。禪宗も亦この時流の渦中に投じて普請の遺風のやがて地を拂ふに至つたのは悲しむべき事ではあるが、他面より觀察すれば必然の路を辿つたのである。

支那編修清規に於ける普請について略述し終つたから、次に眼を轉じて日本編修清規について瞥見しよう。

本邦臨濟禪の傳燈者榮西禪師は自ら清規を撰せず、興禪護國論第八禪宗支目門に禪苑清規の梗槩を述べているより推せば恐らく叢林の規矩は禪規によられたのであらう。非難の聲高き禪宗草創の時代にあつてどの程度まで普請の風の實踐されしは知るに由なきも、師の在世中と滅後とは随分變化したものゝやうである。(註々)

永規は曹洞禪の傳來者道元禪師の遺著であるが未だ完璧ではない。「叢林の清規は骨にも銘すべし、心にも銘すべし」と戒めた師の宗風は眞に綿々密々であつた。永規は未だ普請にまで言及してはゐないが、師をして清規完成に至るの壽だにあらば、普請の一項を設けて大いに提唱されたであらう。そは後にのぶる典座教訓、知事須知及び正法眼藏行持の卷等にも覗はれるが、師の日常の行事が如實にこれを物語つてゐるのである。

損益清規については未だ知らず。然れども雲桃鈔に竺仙梵仙の南禪在住の記に、

其時ニ池ヲ掘ルトテ竺仙ノ自身モツコヲ御持アツタホドニ諸尊宿東堂西堂以下皆モツコヲモツ
タゾ

大地中心下一鍬五湖四海盡來朝重困下有通天竅更下一鍬無憚勞

大地中心下一鍬五湖四海盡來趨重困下有通天竅我要參龍非美魚(下略)

此ヲ出テ諸尊宿以下大衆ニ著語シテ和セラレタゾ普請セラレタゾ

とあるよりその片鱗を覗ふことが出來ると思ふ。

隱元の磈規を見るに、普請章第九に云く、

普請之法、叢林常事、末代澆薄唯好安逸、十指不沾水、百事不干懷、橫艸不拈、豎艸不拾、
自謂、我參禪辨道不屑乎此、獨不思老盧踏碓終成大器、百丈荷鋤永作人師、老僧在故土
時、重興黃檗、雖有數千指、普請之風日日不墜、蓋古德之規不得不力行焉、今在此方叨受
國思事々如意、故無田園耕種之勞、唯有小務如采茶掃地搬柴運土等、一聞鯨音各宜前進、
若有老病者免……古不云乎、冒雨衝風去、披星帶月歸、不知身有苦、唯恐行門虧、古德作
務忘勞至此、吾等可不思齊耶、

と。普請の風は尊ばれてゐるが、「無田園耕種之勞」以下の文より考へれば、その普請の内容は自

ら明かである。

最後に僧堂清規を見るに、普請法を掲げ(内容は他規と同じく異なるは和譯の點のみなれば略す)末尾に「佛誕ノ摘花^{ハナツミ}。六月ノ晒藏晒薦。臘月ノ除煤^{ス、ハライ}。擣糞^{モチツキ}。園中ノ摘茶^{チャツミ}。厨下ノ擣未醬^{ミツツキ}。節々ノ大掃地等^{ヲ、}ミナ普請ナリ。」と誌す。此規は「道元・瑩山の祖風を英孫に傳へん爲に之の鈔を述す」と面山の凡例に云へば、永規、瑩規のことも合せ考へらるべきである。

思ふに日本叢林に於ける普請の語は、反つて俗の掩ふ所となり、世間の日常語と化し去つてその跡を止めないやうである。然もその内容の實踐に至つてはたとへ盛衰ありとは言へ、綿々として現今に及んでゐるを見るのである。(未完)

註(1) 小笠原秀實先生「ユートピアンとして」(矛盾を切る)

註(2) 山僧歸國以降、駐ニ錫於建仁、一兩三年、彼寺惣置ニ此職、(典座) 唯有ニ名字、全無ニ入實、未レ識是佛事、豈敢辨ニ旨道、眞可ニ隣憫、(永平清規、典座教訓)

予昔年初テ建仁寺ニ入りシ時ハ、僧衆隨分ニ、三業ヲ守テ、佛道ノ爲メ、利他ノタメニ、悪キコトバ、云ハジセジト、各各恚サセシナリ、僧正ノ徳ノ、餘殘アリシホドハ、カクノ如クナリキ、今時ハ其ノ儀ナシ、(正法眼藏隨聞記卷四)